

町田市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要領

第1条 (趣旨)

この要領は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条第1項に規定する都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 (指定の申請)

推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 事務所の所在地、組織図及び事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 過去のまちづくり活動の実績を記載した書面
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 法第119条に規定する業務（以下「業務」という。）に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第3条 (指定の基準等)

市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定することができる。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
- (2) 申請者または当該申請者の母体となっている組織にまちづくり活動の実績があること。
- (3) 市内に事務所を有し、かつ、市内でまちづくり活動を行っていること。
- (4) 法第119条に規定する業務の全部または一部を適正かつ確実に行うために必要な組織体制及び人員体制並びに必要な経費を賄うことができる経済的基盤を有していること。
- (5) 関係する行政機関、活動地域内の申請者以外の民間組織等と十分な連携を図ることができることと認められること。
- (6) 町田市暴力団排除条例（平成25年町田市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団関係者が所属していないこと。

- 2 市長は、申請者を推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

第4条（名称等の変更）

推進法人は、法第118条第3項の規定による変更の届出を行うときは、都市再生推進法人名称等変更届出書（第3号様式）により行うものとする。

- 2 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に協議の上、都市再生推進法人業務内容変更届出書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

第5条（事業の報告）

推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

- 2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、推進法人の業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認められるときは、法第121条第1項の規定により、推進法人に対し、その業務に関し報告させることができる。

第6条（改善命令）

市長は、推進法人が業務を適性かつ確実に実施していないと認められるときは、法第121条第2項の規定により、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第7条（指定の取り消し）

市長は、推進法人が前条の規定による命令に違反したときは、法第121条第3項の規定により推進法人の指定を取り消すことができる。

第8条（補則）

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、2019年5月1日から施行する。